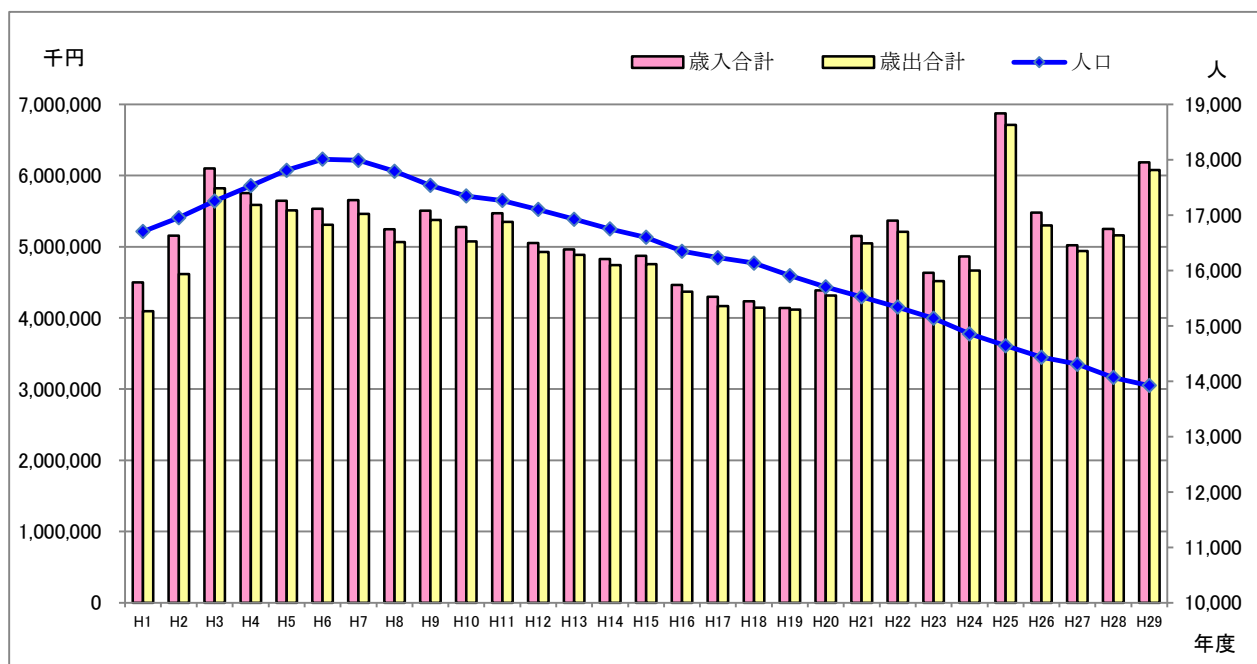


I 鳩山町財政の推移

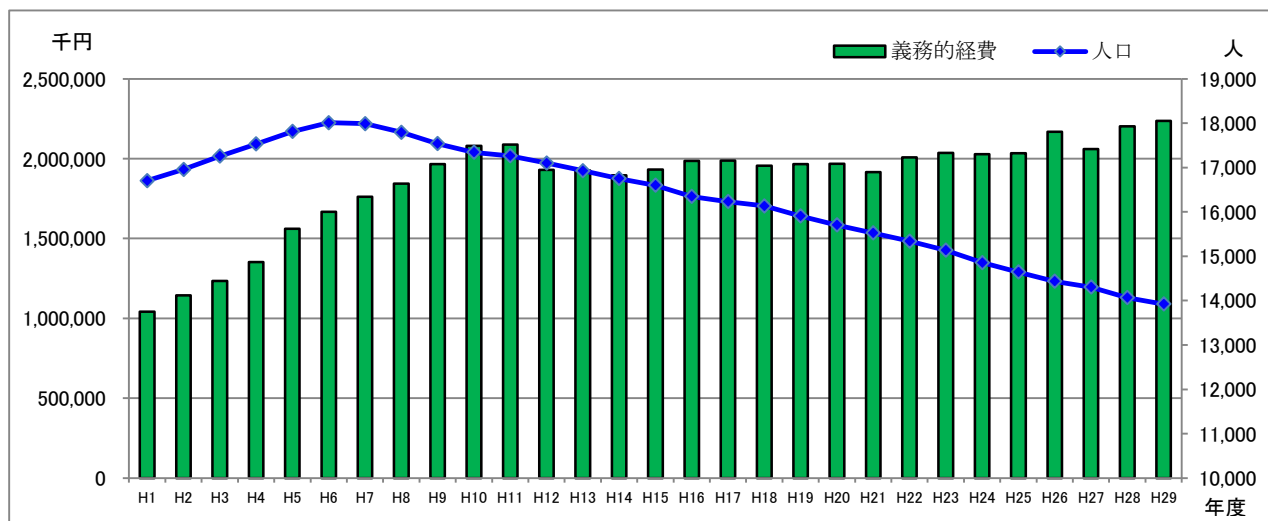
◎町の財政規模等の推移



上のグラフは、普通会計をベースとした、平成元年度から29年度までの人口及び財政規模の推移です。

人口は、平成6年度の約1万8千人をピークに減少しています。また、財政規模は、平成29年度が25年度以来の60億円を超え、61億8,818万6千円の決算額となりました。平成7年度から19年度までは人口の推移とほぼ同様な傾向で推移しています。平成21年度以降は、25年度及び29年度を除いて、概ね46億円から54億円の財政規模で推移しています。なお、平成25年度は地域の元気臨時交付金事業、学校施設環境改善交付金事業などの実施により、24年度に比べ増加を示しております。平成29年度は28年度繰越事業である地域包括ケアセンター整備事業や学校給食センター改築事業などの実施により、前年度に比べ約9億4千万円の増加となっています。

この財政規模の推移を、別の視点である『義務的経費』に絞って見ると、下のグラフのとおりとなります。

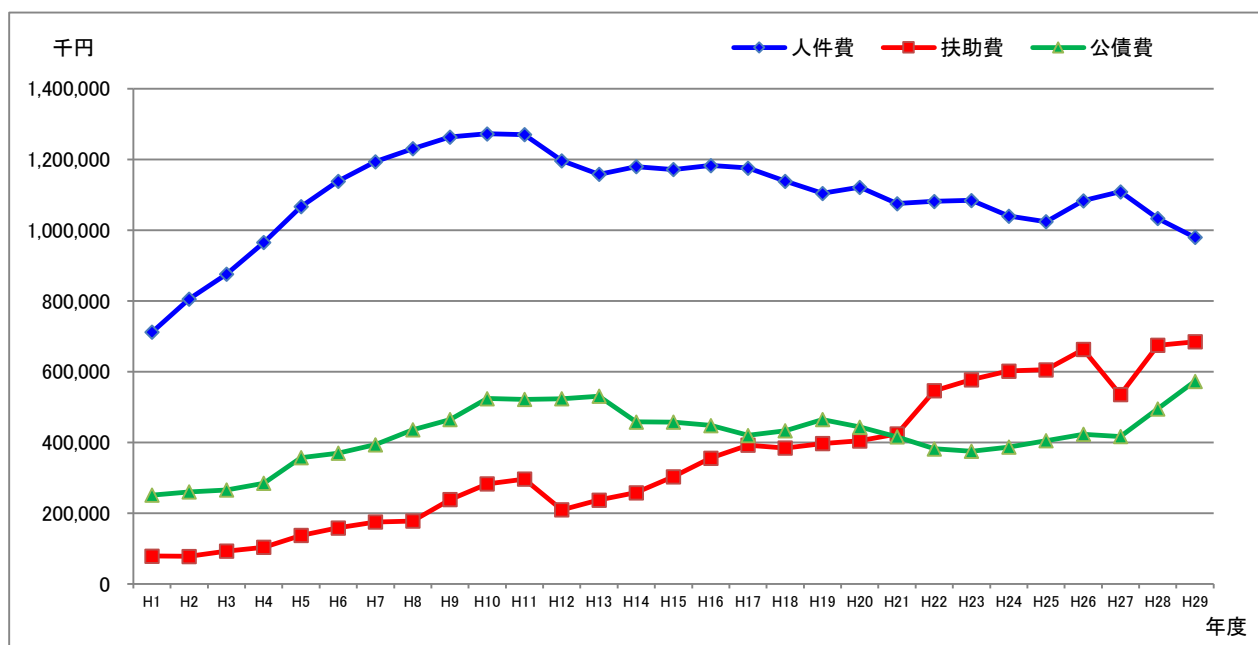


義務的経費とは、法令や性質上支出が義務付けられており、裁量的に削減することが難しい経費のことで、人件費（特別職の報酬、一般職員の給料、退職金、共済費など）、扶助費（社会保障の一部として各種法令に基づく給付に要する経費など）、公債費（借入金の返済）の3費目で構成されています。

義務的経費の推移を見てみると、財政規模の推移とは異なり人口が減少に転じた平成7年度以降も増加傾向を示し、11年度には義務的経費の総額は約20億8,800万円となりました。その後、平成12年度に介護保険制度の創設に伴う経費区分の変更等から若干減少し、21年度まで19億円台でしたが、22年度以降は20億円台で推移し、29年度は、前年度に比べ3,437万4千円増の22億3,738万6千円となっています。

このように、人口が減少している状況でも義務的経費の支出額は同程度以上で推移していることから、一人当たりの義務的経費支出額が増加していると捉えることができます。

下のグラフは、義務的経費を構成している人件費、扶助費、公債費の推移です。

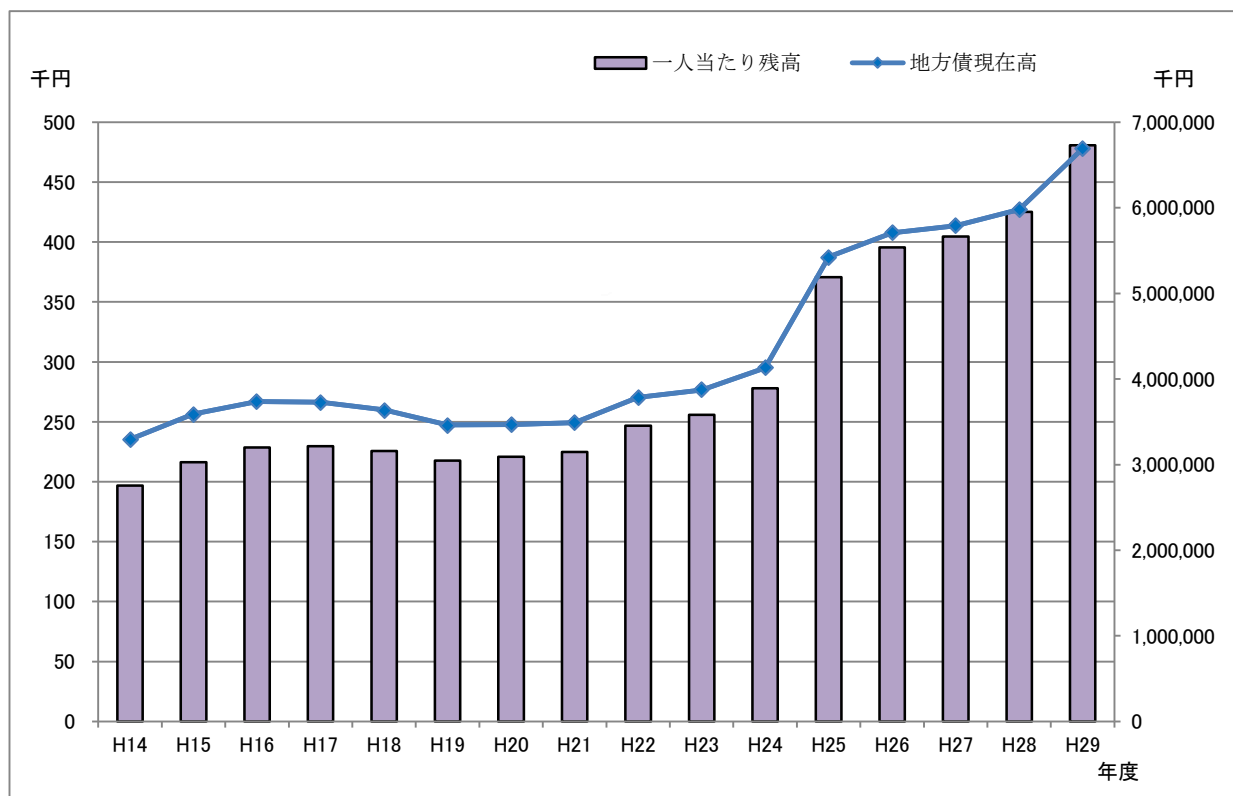


人件費は、平成10年度の12億7,258万3千円をピークに、年度別によって多少の増加はあるものの減少傾向にあり、平成29年度は9億7,963万8千円となっております。これは、行財政改革計画に基づく職員数の削減や25年度に行われた地方公務員給与の削減、26年度から実施されている定年退職職員の再任用制度による影響となっています。

公債費については、平成13年度の5億3,060万4千円をピークに、減少傾向を示していましたが、近年は町の活性化及び住民生活の維持・向上等に必要な社会資本整備に要する財源調達手段として、町債の活用・発行を行っていることから増加傾向となっています。平成29年度は5億7,299万1千円で前年度に比べ7,777万1千円の増加となっています。

扶助費については、平成12年度は約2億1千万円でしたが以降、年々増加傾向にあり、29年度決算では6億8,475万7千円となりました。扶助費は国の政策の影響を大きく受ける経費であるとともに高齢社会の進展により、今後も増加傾向を示すものと見込まれます。

次のグラフは、平成14年度から29年度までの地方債現在高と一人当たり現在高をグラフ化したものです。



地方債は、公共施設の建設や耐震大規模改修事業、道路整備などの投資的経費に対する財源としての建設地方債と、経常的な一般財源の補てんとして活用することのできる臨時財政対策債があります。

なお、臨時財政対策債は、平成13年度に創設された「地方交付税原資の不足を補うために地方公共団体が発行する振替地方債」であり、後年度の償還財源は地方交付税の基準財政需要額に全額算入されることとなるため、実質的な地方交付税となっています。

地方債残高は平成16年度までは増加し、その後、19年度までは緩やかに減少しておりました。しかし、臨時財政対策債の発行額の増嵩や、近年の普通建設事業の実施に要する財源調達手段として地方債を活用していることから、平成19年度と29年度を比較すると、32億2,807万3千円、93.2%と大幅に増加しています。

なお、平成29年度末現在の地方債残高は66億9,173万1千円ですが、このうち臨時財政対策債の残高は28億1,658万6千円、42.1%を占めております。

一方、地方債の一人当たり残高については、平成14年度は19万7千円でしたが、人口減少と地方債残高の増加により、29年度は48万1千円と、144.2%の増加となっています。なお、平成28年度決算における財政健全化判断比率の一つである将来負担比率は78.1%（県内23町村平均：48.9%）であり、県内町村では、三芳町（136.3%）、長瀬町（103.1%）、嵐山町（81.3%）に次ぐ4番目の比率となっています。